

平成27年5月7日

指定工事事業者 各位

明石市水道部営業課

## 流量センサーの取扱いについて（お知らせ）

平成27年5月より、流量センサー及びこれと同等の器具を設置する場合は、下記のとおり取り扱いをするよう定めたのでお知らせします。

1. 流量センサーは、水道部メータ装置外の下流に設置すること。
2. 流量センサーは、給水装置の構造及び材質の基準に適合し、日本水道協会(JWWA)の認証を受けていること。
3. 流量センサーは、指示数の表示が無いものとする。
4. 給水装置工事申込書への流量センサーの記号は「S」を使用すること。
5. 1階部分にメータを設置する場合は、水道部メータボックス外下流に別途ボックスなどを設置し、その中に流量センサーを収納すること。
6. 1階部分にメータを設置する場合は、流量センサーと水道部メータの配管は、同軸線上に配管しないなど、水道部のメータ取替など維持作業に支障とならないように配慮すること。
7. パイプシャフト内にメータを設置する場合は、メータユニット端部より流量センサー中心までの距離を10D（Dはメータ口径）以上離すなど、水道部のメータ検針、取替など維持作業に支障とならないように配慮すること。
8. 販売店・指定給水装置工事事業者などが、流量センサーはお客様の管理であることをお客様に対し文書（契約書・約款など）で伝えていることを確認すること。